

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
92	畳製作・畳工（1級） 畳製作・畳工（2級）																			○										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級） 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																			○										
94	熱絶縁施工（1級） 熱絶縁施工（2級）																					○								
95	建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級） 建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																									○				
96	造園（1級） 造園（2級）																							○						
97	防水施工（1級） 防水施工（2級）																			○										
98	さく井（1級） さく井（2級）																								○					
民間資格																														
61	地すべり防止工事																													
40	基礎ぐい工事																													
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													
36	基幹技能者																													
99	その他 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当																													

（注1）建設業法関係の技術検定合格者は、指定学科（20頁参照）卒業者と同等とみなし、第一次検定合格後に一定期間（一級の一次検定合格者は合格後3年間、二級の一次検定合格者は合格後5年間）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められます。（指定建設業と電気通信工事業は除く）

（注2）解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上（合格後）又は登録解体工事講習（H28.6.1以降に実施）の受講が必要です。

（注3）解体工事について、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

（注4）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注5）鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注6）鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注7）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注8）塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

（注9）木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

<その他の注意事項>

- 「土・建・電・管・鋼・舗・園」は指定建設業ですので、特定建設業の専任技術者は原則として◎の資格が必要です。
- 「○1」「○3」「○5」と記載されている業種は、その資格の免状等交付後に該当工事に関し、当該年数以上の実務経験が必要です。
申請の際は免状等の写しに「様式第9号実務経験証明書（免状等交付後に必要な実務経験の年数を証明しているもの）」を添付して提出してください。
- 「コード99（その他）」に、コード番号61、62、63以外の民間資格は含まれません。ご注意ください。
- 職業能力開発促進法の各検定種目の2級は実務経験3年が必要ですが、平成15年度以前の合格者は、実務経験1年が必要です。